

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 9 月 会 議

### 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 9 月 2 1 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 3 7 号 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について  
認定第 2 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について  
認定第 3 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について  
認定第 4 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について  
認定第 5 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について  
認定第 6 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について  
認定第 7 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
(報告第 3 号 決算特別委員会審査報告)
- 日程第 4 意見書案第 5 号 防衛費を対 GDP 比 2 % 以上に大幅増額することに反対する意見書(案)について
- 日程第 5 意見書案第 6 号 政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書(案)について
- 日程第 6 意見書案第 7 号 安倍元首相の国葬の中止を求める意見書(案)について
- 日程第 7 意見書案第 8 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について
- 日程第 8 承認第 2 号 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 8 まで議事日程に同じ

---

出席議員 ( 1 1 名)

1 番	越 前 谷	邦 夫	君	2 番	大 久 保	富 士 子	君
3 番	篠 原	功	君	4 番	大 屋	治	君

5番	立野	広志	君	6番	五十嵐	篤雄	君
7番	千葉	薫	君	8番	今野	幸子	君
10番	石川	邦子	君	11番	板垣	正人	君
12番	大西	智	君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道	英明	君	副町長	武川	正人	君
総務部長	高橋	秀明	君	経済部長	若木	涉	君
洞爺総合支所長	佐野	大次	君	総務課長	野呂	圭一	君
企画防災課長	仙波	貴樹	君	税務財政課長	藤岡	孝弘	君
住民課長	後藤	和郎	君	健康福祉課長	高橋	憲史	君
健康福祉センター長	末永	弘幸	君	観光振興課長	田仁	孝志	君
産業振興課長兼新型コロナウイルス対策室長	原	信也	君	環境課長	佐々木	勉	君
上下水道課長	篠原	哲也	君	庶務課長	兼村	憲三	君
農業振興課長	片岸	昭弘	君	洞爺湖温泉支所長	金子	信之	君
会計管理者	金子	真優美	君	教育長	渋川	賢一	君
管理課長	高橋	謙介	君	社会教育課参事	角田	隆志	君
社会教育課長	原	美夏	君	代表監査員	山口	芳行	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書 記 阿 部 は る か

庶務係 木 村 暁 美

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、越前谷議員、2番、大久保議員を指名いたします。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、議案第37号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第37号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

後期高齢者医療制度は、令和4年10月1日から医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の1割、または3割に、新たに2割が追加され、1割、2割、3割の3区分となります。このため、一定以上の所得のある自己負担割合が2割となる重度心身障害者医療費助成受給資格者に対しては、当該医療費助成から1割助成を行うこととし、令和4年10月診療以降も自己負担1割が変わらないようにするというものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

表の下段に、現行の第3条第3号中ウの「、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者」とあるのを、「又は同法の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者並びに規則第2条第1号に掲げる者を除く。）であること。」に改め、同号中エの「については当該医療を受けることができる間」とあるのを「（当該医療を受けることができる期間に限る。）であること。」に改めるものです。

議案書の1ページに戻っていただきまして、附則の第1項、施行期日として、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第2項、経過措置として、改正後の第3条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療、薬剤の支給もしくは手当又は訪問看護に係る後期高齢者医療給付について適用し、同日前の診療、薬剤の支給もしくは手当又は訪問看護に係る後期高齢者医療給付については、なお従前の例によるものごさいます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の助成に関する条例の一部改正ですが、これは昨日の議会運営委員会の中でも説明がありましたけれども、2021年6月に法改正が行われて、施行が今年10月1日と、期間もあったということもあるのでしょうか、ちょっとお尋ねするのですが、例えばこういうふうに国の法改正に伴って地方自治体の条例改正が必要になるような場合、これは、国から地方自治体へ条例改正の必要があるということをどの段階で通知されるものなのか。今回の場合は、実質的には1年以上かかって施行日がぎりぎり10月1日に間に合うような状況になっているのかなと思います。その件についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まずは、提案が遅れましたことについて、この場をお借りしておわび申し上げたいと考えてございます。

重度心身障害者及びひとり親家庭の助成に関する条例でございます。各地方公共団体でそれぞれ条例を設けまして助成を行っているところでございます。後期高齢者医療制度については、もう既に、先ほど議員おっしゃられたとおり、法改正が行われているところですが、この助成に関しましては、北海道からの助成を受けまして、その財源を基に助成しているところでございまして、その枠組みについては、各市町村で条例を設けているところでございます。標準例みたいなものは、北海道から順次示されることにはなっていたところでございますけれども、この改正内容については、各市町村でそれぞれ決めているところでございまして、なかなか示されるということはありませんでした。

今回、実際上受給者証を送る段階になりまして、条例等を再度精査し直したところ、また各市町村、近隣市町村の動向も見て、その内容も踏まえまして、条例改正をする必要があるというふうに判断できたことから、このような形で条例提案させていただいたところでございます。

なお、先ほども申し上げましたけれども、今回、条例提案が遅れましたことにつきまして、私のほうからおわび申し上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の条例改正は、後期高齢者医療が10月1日から窓口2割負担が導入というようなことで、随分とこれについて異論も多く、反対の意見書なども多く、議会から上げられている中で実施されようとしているわけですけれども、この条例の中身そのものを見ると、ここでいわゆる重度心身障害者、あるいはひとり親家庭等の医療の助成に関する条例ということで、心身障害者を中心に高額所得者に対する窓口負担の増額ということになるけれども、ここの条件に合致する人については、当面の間、2割負担ではなくて現行の1割で進めますよというような話ですよ。

当面というような話になっているのですけれども、これはいつまでの期限をもってというような理解があるのかどうか。そういった何か通達なり連絡が来ているのかどうかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 期限の定めということでございますけれども、そのようなことに関しての通達、ないし通知なりというものは、今現在来ている状況ではございません。引き続き1割負担を継続させていただくということでの条例提案でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎認定第1号から認定第7号まで一括説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

各会計決算の認定については、決算特別委員会の付託事件でありますので、決算特別委員会の委員長から一括して報告を求めたいと思います。

千葉委員長。

○決算特別委員会委員長（千葉 薫君） それでは、読み上げて報告申し上げます。

報告第3号、委員会審査報告書。

令和4年9月21日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。決算特別委員会委員長、千葉薫。

洞爺湖町議会令和4年9月会議において、特別委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、審査期日、令和4年9月15日、16日、20日の3日間であります。

2、審査の対象。

認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について。

認定第2号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について。

認定第3号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について。

認定第4号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について。

認定第5号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について。

認定第6号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について。

認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

3、審査の結果。

令和3年度各会計決算認定については、次のとおり意見を付して認定すべきものと決定した。

裏面をご覧ください。

4、審査意見。

本特別委員会は、9月15日より20日までの3日間にわたり、令和3年度における水道事業会計、一般会計、特別会計を慎重に審査しました。

一般会計においては、補助費等及び普通建設事業費の減により、歳入歳出ともに前年度と比較し減額となった。

一般会計の歳入の約2分の1を占める地方交付税は前年度より増加したが、町税においては新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少、徴収率においては前年度を上回る状況となった。今後も歳入確保は厳しい状況が続くものと思われることから、さらなる取組の強化に努めていただきたい。

支出面では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染防止や経済対策などによる支出、老朽化した公共施設の更新整備といった多額の財政支出があったが、おおむね国からの交付金や交付税措置のある起債を財源とし、効率よく執行したと認められるものである。

また、財政の健全化を示す実質公債費比率や将来負担比率などは基準値以下となっており、町財政運営における努力が見受けられる。

水道事業会計、特別会計においては、監査委員の審査により正当性が確認されており、財政運営はおおむね健全な状態であると判断される。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種対策事業の実施により、近年は予算規模が増大しているが、いまだに収束が見えない状況下にあることから、今後も厳しい財政運営が続くことが予想される。行政サービスの維持や老朽化した公共施設の整備など、必要とされている事業を計画的に進めるためには、今後の財政見通しをしっかりと見極め、健全な町財政運営に努めることが求められる。

なお、一般会計の歳入において、予算額と収入済額との金額に大きな差額が生じている項目が見受けられたことから、適切な予算措置に努めていただきたい。

本特別委員会の審査過程で出された意見、指摘事項等を十分に留意され、今後とも町民から理解される行財政改革の推進と町民が納得する適正な財政運営を図られることを要望いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで、報告を終わります。

なお、決算特別委員会は、議長、監査委員を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。質疑を省略いたします。

それでは、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから、1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、意見書案第5号防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5番（立野広志君） おはようございます。

それでは、意見書案を読み上げて提案させていただきます。

意見書案第5号、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、立野広志、提出議員、今野幸子。

防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣。

裏面の本文を読み上げます。

防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）。

米国は、トランプ政権下の2020年から、同盟国に対し防衛費をGDP（国内総生産）比の2%以上にすることを求め続けていた。岸田文雄首相は、22年4月に自民党安全保障調査会から、NATO諸国における防衛予算の「GDP 2%以上」とする目標を念頭に、「5年以内に必要な予算水準の達成を目指すこと」との申し入れに対し、「しっかり提言を受け止めて議論を進める」とした。続いて首相は、5月、バイデン米大統領との会談で、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意及び日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明。6月、政府は防衛力を5年以内に抜本的に強化する内容を含む「経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる骨太方針2022）」を閣議決定した。

日本の防衛費は毎年増え続け、6兆円が支出されているが、GDP比2%以上になれば11兆円超となり、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になる。政府が計画どおり増額し、敵基地攻撃能力等を備えれば、近隣諸国との間で軍事的緊張を高めることにつながることは明らかである。あわせて、GDP比2%以上の防衛費は、5兆円以上の大幅増額となるが、そのための財源について政府、自民党から国民への説明は全く行われていない。考えられるのは、赤字国債を発行するか、消費税を増額するか、あるいは、社会保障予算を大幅に削減することであり、国民に負担を押しつけることになる。

日本経済は、コロナ禍に加え、アベノミクスの失政による円安、さらにロシアによるウクライナ侵略などの影響で、異常な物価高の危機に直面している。しかも、賃金も年金も下がり続け、10月から高齢者の医療費負担が2倍になるなど家計はますます不安・困窮を深めている。いま政府が急いで行うべきことは、国民の命と暮らしを支える政策こそ最優先に実施すべきであり、国の防衛は、軍事ではなく憲法第9条を生かした外交努力を積み重ねて近隣諸国との間で平和の共同体を構築することに心血を注ぐべきである。

よって、国においては、GDP比2%増額の計画を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月12日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 防衛費対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書案第5号に賛成する立場で討論いたします。

社会経済が低迷している中、防衛省は2022年度の過去最大の当初予算が5兆4,005億円と増え、さらに新たなつけ払いとなる新規後年度負担額2兆9,351億円の要求は、22年度比約19%の増加です。新規後年度負担は、高額兵器の購入支払のため軍事ローンとなり、将来につけを回すこととなります。それは財政の硬直化を招き、教育や社会保障、暮らしに直結する予算を圧迫するおそれがあります。

財務省は、防衛関係予算に一貫した増加は、ほかの経費の削減や効率化を実施することで実施したとしています。削減された主なものとしては、中小企業対策費、エネルギーの対策費、そして食料安定供給関係費などが上げられています。また財務省は、北大西洋条約機構定義を参考にし、恩給費や海上保安庁予算を含めると、現状でも6.9兆円、GDP比1.24%、主要7か国で4位です。これを2%にすると、必要な経費水準は11.2兆円ほどになるとしています。これは、世界3位の軍事大国になることを示しています。

東日本大震災、そして原発事故、相次ぐ気象状況による災害、長引くコロナ禍、さらにはロシアによるウクライナ侵略による物価の高騰、予算をつけるところはほかに山ほどあります。また、円高が続けば、今の予算が大きく上回ることとなります。

財務省は、第二次世界大戦の1913年から1945年に軍事費のため1,498億円の借金をし、戦後非常なインフレを起こしたことを紹介しながら、歯止めなき公債費の発行は結果的に国民資産の損を引き起こしたと裏づけのないまま軍事費を賄い続けていると結果的にそれ自体が我が国の脆弱性になりかねないと警告し、軍事費の増加に牽制する資料まで出しています。税金は、軍事以外の教育や暮らし、必要なところに使うべきです。第9条を生かした外交努力を積み上げることが大事です。

このようなことから、防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書案第5号に賛成いたします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第5号防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意

見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第5号防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）については、否決されました。

---

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、意見書案第6号政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、意見書案を読み上げて提案させていただきます。

意見書案第6号、令和4年9月12日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、立野広志、提出議員、今野幸子。

政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

裏面の本文です。

政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書（案）。

岸田首相は8月10日に行った内閣改造後、新たに7人の閣僚と統一教会の関係が判明。副大臣ら73人のうち少なくとも4割（32人）が関連団体と接点のあることが明らかとなった。

ところが、自民党と統一教会の癒着が一層明確になる中、政府は8月15日、統一教会と閣僚ら政務三役の関係について「個人の政治活動に関するもので、調査を行う必要はない」とする答弁書を閣議決定し、真相解明に背を向けた。

統一教会は、反社会的な集団であり、霊感商法や高額な献金、集団結婚など甚大な被害を出してきた。同時に、表裏一体の組織として「国際勝共連合」をつくり、平和と民主主義否定の反共と反動の攻撃を行うカルト集団である。

憲法やジェンダー平等への攻撃でも統一教会と自民党は一致する主張をしてきた。そういう点で、多くの自民党政治家との関係が出てくる政治的背景にもなっている。

よって、政府においては、統一教会と政府・与党との癒着の実態を調査し、国民の前に明らかにすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月12日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書案第6号に賛成の立場で討論します。

旧統一教会と議員との癒着に対し、国民からの批判を受け、調査せざるを得なくなり、個人個人に統一教会の協会関連団体との接点を提出させました。その結果、自民党議員379名中179名に接点があったことが発表されました。そのうち氏名が公表されたのは121名にとどまりました。その中には、自民党を代表する閣僚の名前、そして政調会長の名前もリストに挙げられていました。また、安倍政権の下での主要な面々もリストに挙げられています。

安倍元首相殺害は決して許されるものではありません。犯人が捕まり、犯人の取り調べが統一教会による被害者の悲惨な実態、そして政治家と旧統一教会の癒着の実態が公になるきっかけとなりました。

接点のある議員に被害を負わせるつもりはなかったにせよ、こんなに多くの議員、国会議員の方から応援されているのだよ。統一教会への祝電やメッセージ、いろいろなものへの参加、雑誌やビデオといったものを見せられることで、統一教会は信じてもいいものなのだ、信じられる団体なのだ信じ込ませるといった被害に結びつける強力な一翼を担っていたと言われても仕方ありません。

旧統一教会をめぐる靈感商法や献金の強要など相談が上げられており、去年までの5年間で分かっているだけでも被害額は54億円余りに上っています。

自民党議員379名中179名、約2人に1人がこの統一教会と接点がある状態で、党とのつながりはないとは、これは自民党総裁として無責任な発言です。また、この中に地方議員は入っていません。また、安倍元首相に対しても亡くなっているので十分に把握することは限界があるなどと調べもせずに言う言葉ではありません。その上、閣僚ら政務三役については、個人の政治活動に関するもので調査は必要がないなどの発言、これでは国民も理解はできません。また、何が悪いかわからないと公言する人も現る。

こんな中で、調査方法もどんなつながりがあったのか、また何が悪くて反省しますな

のか、人数と名前だけでは分かりません。政府の癒着の裏には人生を狂わせられた被害者が大勢いるという現実、個人の政治活動で済まされることではありません。

このようなことから、政府閣僚と旧統一教会との癒着実態を調査・公表することを求める意見書案第6号に賛成します。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第6号政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第6号政府閣僚と旧統一教会との癒着の実態を調査・公表することを求める意見書（案）については、否決されました。

---

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第7号安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○8番（今野幸子君） 意見書案第7号、洞爺湖町議会議長、大西 智様。令和4年9月12日、提出議員、今野幸子、提出議員、立野広志。

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）。

参議院議員選挙中の街頭演説中に銃撃され、死去した安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを岸田文雄内閣が決定した。国葬の費用を丸抱えする法的根拠が不明確であり、国による弔意の強制につながる危険が極めて高く、不安や批判、抗議の動きが広がっている。

国葬を行う国民の懸念に耳を貸さず、国葬の決定を押し切った岸田内閣の姿勢は重大である。国葬を規定した法令は今の日本にはない。戦前の国葬令（1926年制定）では①天皇や皇族②「国家に偉功ある者」などが対象だった。国葬には天皇制の強化や侵略戦争の推進のために利用された歴史がある。戦後、日本国憲法の制定に伴い国葬令は失効した。

よって岸田内閣の閣議決定での安倍元首相の国葬は中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月12日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 意見書案第7号安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）について、賛成する立場で発言をいたします。

まず、9月20日の各メディアの調査によれば、毎日、日経、共同通信、それぞれの世論調査でも、そろって国葬反対が60%以上になりました。国民の圧倒的多数の声になっている国葬の実施ですが、岸田首相が言い訳をすればするほど、反対の声が広がっているというのが現状です。

特に国葬については、明らかな憲法違反だということを指摘しなければなりません。岸田文雄首相は、国民多数が反対する安倍晋三元首相の国葬を27日にあくまでも強行しようとしています。この間の岸田政権の対応や発言を通じて、国葬の強行が憲法違反であることはいよいよ明瞭になっています。

その第一は、憲法の第14条が規定する法の下での平等に反することです。14条は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めていますが、政府の閣議決定で安倍氏の国葬を行い、同氏を特別扱いし、広く一般国民と差別的に扱うことに合理的な理由はありません。特に葬儀は故人の尊厳に極めて重要な意義を持つものです。その合理性は厳格に検討されなければならないということです。

二つ目には、憲法19条が定める「思想及び良心の自由」に反するということです。岸田首相は、8月31日の記者会見で「国民に弔意を強制するものではない」と述べましたけれども、同じ8月10日には「国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だ」とも述べています。つまり、国全体に国民は入るのかと追及されたときには、「国民一人一人に喪に服することを求めるというものではない」と、あるいは「国葬儀の実施によって内心の自由が侵害されることはない」と繰り返し答弁してきましたけれども、国民主権の日本で国民が入らない国全体なんてあり得ないわけです。事実上、あれこれの形で弔意を強制することになるとして、思想・良心の自由に反することが明らかとなりました。

そもそも弔意を持つか持たないかは純粋に内心の事柄で、本来、規制の対象にはなり

得ません。現に政府は、岸田首相が葬儀委員長として国葬当日に哀悼の意を表すため、各府省においては弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙禱することとすると決定しております。これは各府省とそこで働く労働者に弔意を強制するものであり、内心の自由を侵害するものであります。

また、日本国憲法が信条の自由、20条、学問の自由、23条、そして表現の自由、21条を厳格に保障し、さらに19条で思想及び良心の自由を保障した背景には、戦前の天皇制政府が個人の内面そのものを支配・統制し、軍国主義に駆り立てた歴史的経緯があったからであります。

今回の国葬をめぐっては、まさに安倍政治の礼賛という政治的害悪にとどまらない大規模な国民の世論誘導という形での内心の操作の危険があり、このような行為こそ、憲法19条にも反する行為であります。

そういう立場から、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）については、賛成といたします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第7号安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第7号安倍元首相の国葬の中止を求める意見書（案）については、否決されました。

---

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

篠原議員。

○3番（篠原 功君） 読み上げての提案とします。

意見書案第8号、令和4年9月21日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、篠原功、同じく大屋治、石川邦子、板垣正人であります。

国道強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について。

会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣であります。

本文を読み上げます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料提供を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月21日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、提案いただいた意見書案ですが、これは全道議長会から要請を受けたということが始まりになっておりますが、それぞれの行政自治体には自主性があります。当然、提案される意見書案の内容については、自治体議会としてしっかりと自主性を持って検討しなければならないと思うのですが、提出者の方にお尋ねするのですが、要望事項の1番から10番までそれぞれ項目があります。私も同意できる中身もあるわけですが、その点について、中身についてはどの程度検討されて提出されたのでしょうか。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） いい質問だなと思います。

この関係については、議員ご案内のように、全道議長会は議長の組織で構成されていまして、管内の議長が集まって、地域の課題をそれぞれ持ち寄って、北海道の課題を中央に提出しながら実現に向けて運動を展開していく組織で、この議題が出てくるものだと私はそう理解しています。

過去には、ちょっと話がそれますけれども、洞爺湖町の観光が疲弊したときに、有珠山噴火の疲弊のときに、洞爺湖町からも議長会を通じて全国に発信していただいたこともありまして、また道路については、高速道路が長万部町から洞爺湖町、室蘭市にわって順次建設される時も議長会を通じて要望した経緯もあると思います。

そういったことから、今回も全道の課題をブロックごとに分けて、ブロックの長がそれぞれ持ち寄って課題をまとめて提出して、それを11月の全国の議長会でこの問題を実現すべき展開するものだと私はそう理解していまして、この中身が一つ一つどのくらい理解してどうしているかというのは、例えば道東のほうで道路が整備されていないと、緊急の事故だと

か災害とか、何か人命に係ることがあればいち早く対応できるというものを全道一円に網羅すべく全道の議長会でこういった問題を議論しながら出していることでありますから、私個人提出者があれこれのように議論しながらどうやって進めてきたかということは、推しはかっただけであれば分かるかなと思います。もし次に質問があれば、お受けしたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 項目が10項目までありますから、当然その中身については、これは議会それぞれが自主性を持って内容を検討し、それが当議会にとって望ましいことかどうかということは、議会としての議論が必要なのだと思うのです。そのためにこうして提案されているのだと思うのですが。

例えば3項目目の新広域道路交通計画というのが、北海道が作成した新広域道路交通ビジョンというのがあるのです。これは去年の4月に作成された中身です。その中身も私ずっと見てみたのですよね。ここに書いている文言だけではなくて、ほかにもいろいろ書いてあるのですけれども、私はそういった点では全てについて問題あるとは思いませんけれども、しかし、こういう計画そのものも私たち自身もしっかりと検討する必要があるのかなという気がします。

一番大事なものは、全道議長会から提案されたから、それを無批判に受け入れるという姿勢は取るべきではないし、当然それぞれの議会がその中身を十分精査して、ふさわしいかどうか提案すべきものだと思いますので、その点で、今説明いただきましたら、はっきり言えば内容については十分見ていないということですので分かりましたけれども、私は3番目の北海道の新広域道路交通ビジョンそのものにもちょっと問題があるなということを感じていますが、その辺は、問題意識はありませんか。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） ただいま様々な意見が出ました。私は、個人的に勉強しているか、していないかということよりも、全道議長会は、いろいろな形で意見を集約します。ちょっと予断になりますけれども、議会もいろいろな町民の意見だとか様々な意見を議論しながらいろいろな考え方を一つにまとめて、それを集約しながら行政というのはあるものだと私はそう理解しているのですよ。

反対するから、私反対ですからいつまでも反対だということではなくて、ここで意見の集約を見ながら進めるのが行政だと思います。まして議員というのは、その代表であるわけですから、個々に私は答弁しませんけれども、今言われるこの議題が、議長会の問題が当町になじまないから、反対するか、反対しないかは皆さんの集約の中で決めていただいて結構だと思います。

ただ言えることは、高規格道路は高速道路のないところに、できるだけ不便がないようにということで、今、日高の周辺であるとか渡島から檜山に向けて、そういったところも全道一円に、不便があるようなところをできるだけ人命救助とか災害に対応するために、少しず

つ道路の整備といいますかバランスの取れた北海道をつくるために議長会として意見をまとめながら進めているものだと、私はそう理解しているので、これ以上もし質問があればお受けしますが、なければこれで終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について、反対の立場で討論させていただきます。

もともと、この意見書案は道議長会を通じて提案されましたが、議会の中では経済常任委員会で審議してほしいということを出されました。私も経済常任委員会の一員として意見書案について内容を精査させていただきました。

その中で、特に要望項目3の問題、新広域道路計画の文言修正を求めたわけですが、委員会の中で合意が得られず、原文のまま提出するという形になったものですから、私はこれに賛成できないという態度を取っております。

ほかの自治体でも、同様の意見書案、実は我が党、共産党も提出者の一人となって提出しているところもありますが、いずれも原文を修正したり、一部削除するなどの一致点を図る中でこうした対応がされています。当町の場合はそういう対応もされませんでした。

それで、この意見書案、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）ですが、国土強靱化基本法とそれに基づく国土強靱化政策大綱に基づいて進められていくわけですが、ここにも大きな実は問題点が含まれています。大綱では、産業競争力、経済成長力を守ること、そして強靱化の推進による新規市場の創出や投資の拡大等により成長戦略に寄与することなどが強調されています。その政策分野の推進方針には、例えば本州でいけば、リニア中央新幹線の整備推進や新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワークの着実な整備を図ることなどがこの中に明記されているのです。

一方で、防災対策を最前線で担う市町村や自治体消防の機能をどう守るかなどの視点は、この中にはありません。自治体が防災体制を整備しようと思っても、国による財政的な支援の担保がないというものになっています。防災・減災といった安心安全という観点からの強靱化については、何ら反対する立場ではありませんが、強靱化の名の下で不要な大規模開発や高規格道路の敷設、延伸などが行われることは過誤できるものではありません。

結局、国土強靱化の名の下に不用不急の公共事業までこの項目の中に含まれ、国民のための身近できめ細かい対策が後回しということになりかねないのが、この国土強靱化政策の実態だということを改めて指摘し、この意見書案に対しては反対をいたします。

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今、5番議員がいろいろ反対討論ということでされましたけれども、私は賛成の立場で討論したいと思います。

全道議長会から来て何も中身を精査しないで出したのはおかしいのではないかみたいな、簡単にいえばそういうふう聞こえましたけれども、私は、この関係は毎年のように全道各地で出していて、私の町で出しております。

今回、5番議員の一番反対する部分というのは、要するに3番の高規格道路の関係だと思います。だけれども、私は思います。ここにリダンダンシーという言葉がありますけれども、結局、余剰というか、要するに、1本の道路では、もし地震か何かありまして、それが駄目になったときに、もう1本道路があれば、それが助かっていれば、人の流れも物流も通るわけです。

私たち、22年前に有珠山噴火したときに、ノットコ線と道路がありました。あそこで道路が全部駄目になって、どれだけ苦労したかと。それで、噴火後に泉公園線を造って、トンネルも造っていただいて、もう今は、例えば噴火があっても、道路は何とか洞爺湖温泉と旧洞爺村の洞爺地区が行き来できるという状態になっております。またポロモイ線というのでもきました。

だから、そういう部分で今使っていないから、あの道路要らないよねと言う方いますけれども、結局、何か起きたときには必ず必要なものだと、私はそう思っているのです。それが全道各地のまだまだ未開発の場面に、先ほど提出者も言われましたけれども、基本的には安心安全を守るためにも、防災減災のためにも、全道各地がよくなると、基本的には我が町もよくなると私は思っておりますので、この意見書に対しては賛成いたします。

以上です。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

◎承認第2号議員の派遣について

○議長（大西 智君） 日程第8、承認第2号議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり、派遣することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時20分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員